

(目的)

第1条 この要綱は、管理できなくなったこと、不用になったこと等により、市民が無償で譲り渡すことができる樹木等（以下「樹木等」という。）の情報を市民から収集し、登録し、市民に提供する郡山市緑のリサイクルデータバンク事業（以下「リサイクルデータバンク」という。）を実施することにより、リサイクル可能な樹木等の有効活用を促進し、緑豊かな市街地の形成に資することを目的とする。

(対象)

第2条 リサイクルデータバンクに登録できる情報は、良質でリサイクル可能な樹木等に関する情報とする。ただし、対象となる樹木等は、郡山市域に在し、かつ、譲り渡し地を郡山市とすることができるものに限る。

(情報提供の申し出)

第3条 リサイクルデータバンクの実施方法は、次に定めるところによる。

(1) リサイクルデータバンクに樹木等の情報を提供する者及び樹木等を譲り受けようとする者は、別に定める必要事項を市に申し出るものとする。

(2) 市は、前号の規定による申し出があったときは、必要事項を登録簿に記載し、市民に対して広報するとともに、情報の斡旋を行うものとする。

(3) 市は、第1号の申し出のあった情報提供のみを行うものとし、樹木等の受け渡しについては、すべて当事者間において処理するものとする。

2 前項第1号に規定する者が、次条各号の受け渡し条件を守ることができないと認められる場合は、同項は第2号の登録又は斡旋を行わないものとする。

(受け渡しの条件)

第4条 樹木等の受け渡しは、次の定める条件によらなければならない。

(1) 市の斡旋を受けた者は、樹木等の受け渡しについて直接協議し、その結果を市に報告すること。

(2) 樹木等は、無償で受け渡すこと。

(3) 移植等に要する費用は、当事者間の負担とすること。

(4) 譲り受けた樹木等については、商取引に相当する行為を行わないこと。

(5) トラブル等が発生した場合は、当事者間において処理すること。

(受け渡しの完了)

第5条 市の斡旋を受けた者は、樹木等の受け渡しが完了した際は、直ちにその旨を市に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 この要綱に基づく庶務は、都市構想部公園緑地課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成11年7月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。